

# 多摩社会人OLリーグ大会要領

1994. 1. 15	制定
2003. 8. 15	全部改正施行
2005. 1. 29	一部改正施行
2006. 3. 19	一部改正施行
2011. 1. 20	一部改正施行

## 第1 大会役員について

多摩社会人庭球連盟OLリーグ規程（以下OL規程という。）に基づく役員の役割、選出方法等は、次のとおりとする。

### 1 大会委員長及び副委員長

当該年度のOLリーグ大会を総括する者として大会委員長を、大会委員長を補佐する者として副委員長を置く。

### 2 大会委員長及び副委員長の選出

大会委員長は当該年度の多摩社会人庭球連盟総会（以下「総会」という。）において、連盟役員の中より選出し、副委員長は大会委員長が指名する。

### 3 大会委員の選出

大会委員長及び副委員長を補助する者として、各部ごとに大会委員1名を置く。大会委員は、当該年度の多摩社会人OLリーグ登録チーム順（以下「登録順」という。）のチームから推薦のあった者を充て、大会委員長が指定する部を担当する。

### 4 登録順

前項に規定する登録順は、当該年度の「多摩社会人OLリーグ代表者名簿」（以下「OL名簿」という。）におけるチーム名の記載順とし、当該年度に新規加入チームが複数ある場合は、多摩社会人のチームコード順とする。

ただし、登録順に該当するチームが当該年度に大会参加を休止する場合は、OL名簿の次の順番チームが繰り上がるものとし、休止チームは、大会参加を再開する年度に登録順のチームになるものとする。

### 5 大会委員の役割

大会委員は、OLリーグ大会の開催に関する次の事項を行うものとする。

ア OLリーグキャプテン会議（各チームの代表者及び大会委員で構成する会議）等の招集及び会議運営

イ 当該年度のOLリーグ代表者名簿の作成配付及び大会委員長等への報告

ウ ドロー表作成に係る抽選及びドロー表の作成配付

エ 大会終了後の結果表の作成配付及び大会委員長等への報告

オ 決勝大会の運営及び各部の優勝・準優勝チームの表彰式典の実施

カ その他、大会委員長または副委員長から大会運営に関し要請された事項の実施

## 第2 大会の組み合わせ

OL規定に基づく大会は、次のとおり実施するものとする。

### 1 部の構成

(1) 参加チームを、第1部及び第2部に分け、それぞれの部ごとに試合を行うものとする。ただし、第1部は16チームで構成される上位部とし、第2部は第1部に属さないチーム全てとする。

(2) 参加チームが属する部は、直近の大会で属した部及びその大会の試合実績による入れ替え制により決めるものとする。ただし、新規加入・休止等で直近の大会の試合実績がない場合は最下位部に属するものとする。

(3) 前2項の規定にかかわらず、第2部に属するチームが28チーム以上となる場合には新たに第3部を設けるなど、最下位部に属するチームが28チーム以上になる場合には最下位部の数字に1を加えた部を新たに設けるものとする。この場合、直近の大会の試合実績（試合実績によることが難しいと認められる時は抽選）に基づき、従来最下位部だった

た部を16チームからなる部とし、新たに設ける最下位部は、第1部から従来最下位部だった部までのチームに属さない全てのチームとする。

(4) 部に属するチームの上位部と下位部の入れ替え制は次によるものとする。

ア 上位の部のブロックの最下位4チームは次期大会を下位の部に降格、下位の部のブロック1位4チームは、次期大会を1部に昇格するものとする。ただし、最下位の部のブロック1位チームが4チームを超える場合は、決勝トーナメントの成績による上位4チームが昇格するものとする。

イ 上位ブロックのチーム数が16に満たない場合の上位・下位の入れ替えの特例

脱退・休止などにより、上位部のチーム数が、下部から昇格するチームを含めて、16チームに満たない場合は、下部に降格することとなるチームから上位部のチーム数が16チームに達する数を限度として降格させないことができるものとし、降格しないチームは各部ブロック分け抽選時に、抽選で決定する。

## 2 試合形式

各部は、抽選で4ブロック（部を構成するチーム数が19を越える場合はブロックを増加する。）に分け、リーグ戦方式による予選リーグ、各ブロックの1位チームによるトーナメント方式による決勝トーナメントを行う。

## 3 春季大会予選リーグ

当該年度の総会の開催前までに、前年度秋季大会の各部優勝チームの各代表、前年度大会委員長及び大会委員により、各部ブロック分け抽選を予め行うものとする。ただし、総会に欠席したチームは、原則として春季大会に出場できないものとする。

## 4 秋季大会予選リーグ

秋季大会予選リーグの各部ブロック分け抽選は、大会委員長が定める日までに、当該年度の春季大会各部優勝チームの各代表、大会委員長、大会委員が行うものとする。

## 5 決勝トーナメント（春季・秋季）

決勝トーナメントは、各部4ブロック制（A・B・C・D）とし、各部ごとに準決勝はA対B及びC対D、決勝は準決勝の勝者チームで対戦する。ただし、部のブロック数が4ブロックを超える場合は、準々決勝を行うものとし、対戦者は抽選で決定する。

## 第3 各ブロック内の試合日程調整及び試合結果報告

### 1 大会期間

OLリーグは春季及び秋季に大会を行うものとし、大会の期間は大会委員長が別途指定するものとする。ただし、天候等の事情により大会の開催が困難となった場合は、別途調整を行うものとする。

### 2 試合日程

試合日程は、各季の大会期間中に組むものとし、各部ブロック内で実施場所・集合時刻・試合開始時刻・予備日・雨天の連絡方法を調整し、その結果を所属する部を担当する大会委員に報告するものとする。

ア 春季予選リーグは、各部ブロック内で日程調整を行い、大会委員長が別途定める日までに、各部ブロック分け抽選の際大会委員長の指名を受けた各部ブロック代表が、所属する部を担当する大会委員に報告する。

イ 春季決勝大会は、各部ごとに日程調整を行い、大会委員長が指定する日までに、各部「Aブロック」内優勝チームの代表が所属する部を担当する大会委員に報告する。

ウ 秋季予選リーグは、ブロック内代表が日程調整を行い、9月第2週目までに所属する部を担当する大会委員に報告する。

なお、ブロック内代表は、特に申し出がない限り、ブロック分けの時に抽選により選出するものとする。

エ 秋季決勝大会の日程は、原則として総会で決定するものとする。

### 3 試合結果の報告

試合結果は、勝者チームが試合実施後2日以内に次の事項について、所属する部を担当する大会委員に報告するものとする。

ア 試合の実施年月日、場所及び使用時間

イ 対戦表及び成績（対戦ごとの取得セット数、取得ゲーム数、ブロック内順位表等）

#### 4 予選ブロック内の順位

予選ブロック内の順位付けは、勝利数、取得セット数、取得ゲーム数、対戦同士の結果、D1の勝者の順で、先に優位なチームを上位チームとする。

### 第4 試合要領

1 出場資格は、春季及び秋季大会とも、多摩社会人庭球連盟の加盟団体で、大会委員長が指定する日までに当該年度のOLリーグ参加選手名簿の登録を行った者とする。

なお、2つ以上の加盟団体が合同OLチームを編成して参加する場合は、当該OLチーム名で参加選手登録を行うものとする。

2 試合は3ダブルス（3D）とし、「D3⇒D2⇒D1」の順で行うが、ランキング順によらないことができる。

3 試合前のウォームアップは原則として5分以内とする。ただし、大会委員長は、秋季大会について別にウォームアップ時間を定めることができるものとする。

4 ゲームは6ゲーム1セットマッチ6-6、7ポイントタイブレイクとする。

5 審判は、原則としてセルフジャッジとする。

6 チーム編成は3D（6名以上）を原則とするが、最小4名でも大会参加できる。

なお、メンバーが4名又は5名の場合、そのチームは、第1試合（D3）の1セットをデフォルト負け（ゲーム数は0-6）とし、D3はエキシビションマッチとして行う。

また、対戦チームが共に2Dの時はエキシビションマッチは行わず、1勝1敗となった場合は、取得ゲーム数、対戦同士の結果、D1の勝者の順で、先に優位なチームを勝利チームとする。

7 試合球は、ブリヂストンXT8又はダンロップフォート（黄）とし、各チーム3缶ずつ持ち寄り、セットボールはコート提供チームのものとする。

8 試合開始時刻前にオーダーを交換し、その全員がコートに揃っていることを原則とする。

ただし、事前に双方が話し合いで了解している場合は、一部の遅刻を認める。

9 試合の実施、中断、続行及び中止等の判定はコート提供チーム（第三者コートの場合は多数決等）が行うものとする。

10 自然条件（天候、日没等）により、試合続行不能となった場合は、既に勝敗の決まったマッチは有効とし、残りの試合については再試合とする。

ただし、残り試合の選手構成は未出場選手での再オーダーを可とする。

11 試合予定日が日程の最終日で、天候等の事情により消化できなかった場合は、トスで勝敗を決定するものとする。

12 本要領以外の競技ルールは日本テニス協会発行「ルールブック」最新版による。

### 第5 協力

1 参加するプレーヤー全員が、円滑な大会運営に協力することとする。

2 参加チームの代表は、秩序正しい試合、スムーズな日程進行等、円滑な大会運営に資するため、チーム内の調整に努めるとともに、大会役員に積極的に協力することとする。

### 第6 その他

1 キャプテン会議は、必要に応じてメール等の通信手段を活用して開催に代えることができるものとする。

2 各チーム代表者に変更（氏名・連絡先等）があった場合は、速やかに所属する部を担当する大会委員に連絡するものとする。

3 この要領で定めるほか、大会の実施に関する事項は大会委員長が定める。

4 この要領の改正は、原則としてキャプテン会議等で審議決定する。